

労働基準法

外貌の醜状障害に係る障害等級の男女格差解消（労働基準法施行規則別表第2）（平成23年2月1日施行）

外貌の醜状障害については、女性については第7級又は第12級、男性については第12級又は第14級に区分されていたが、これについて、男女差の解消を図るため、女性の等級を基本として男性の等級を引き上げるとともに、医療技術の進展を踏まえ、新たに第9級として「外貌に相当程度の醜状を残すもの」を加えることとした。

改正前	改正後
第7級（中略） 十二 女性の外貌に著しい醜状を残すもの	第7級（中略） 十二 <u>外貌に著しい醜状を残すもの</u>
第9級（中略） 十一 一足の五趾の用を廃したものの 十二 生殖器に著しい障害を残すもの	第9級（中略） 十一 一足の五趾の用を廃したものの 十一の二 <u>外貌に相当程度の醜状を残すもの</u> 十二 生殖器に著しい障害を残すもの
第12級（中略） 十三 女性の外貌に醜状を残すもの 十四 男性の外貌に著しい醜状を残すもの	第12級（中略） 十三 <u>削除</u> 十四 <u>外貌に醜状を残すもの</u>
第14級（中略） 九 局部に神経症状を残すもの 十 男性の外貌に醜状を残すもの	第14級（中略） 九 局部に神経症状を残すもの <u>（削除）</u>

※なお、労働者災害補償保険法施行規則別表第1及び船員保険法施行規則別表においても同様の改正がなされている。